

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

1. 当社は、中野冷機株式会社と称する。
2. 英文では、NAKANO REFRIGERATORS CO.,LTD.とする。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 冷凍機、同応用製品の製造、販売ならびに付属工事請負。
- (2) 不動産の管理および賃貸借に関する事業。
- (3) 建築物の設計、工事監理。
- (4) 土木・建築工事請負ならびに設備工事請負。
- (5) 貨物利用運送事業および倉庫業。
- (6) 古物営業法に基づく古物の売買。
- (7) 前各号に付帯する一切の事業。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定により請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第10条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。

第13条 (招集地)

当社は、東京都または茨城県で株主総会を開催する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第15条 (招集権者および議長)

1. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (電子提供措置等)

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主 1 名に委任してその議決権を

行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (員数)

当社の取締役は、10名以内とする。

第20条 (選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (相談役、顧問)

当社は、取締役会の決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役ならびに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会**第30条 (員数)**

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第31条 (選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (任期)

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条 (社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計算**第38条 (事業年度)**

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

剰余金の配当は、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。

第40条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(定款改定)

1. 平成21年3月30日
2. 平成23年3月30日
3. 平成27年3月30日
4. 2020年3月26日
目的に貨物利用運送事業、倉庫業、古物の売買を追記。取締役・代表取締役員数の変更。
5. 2022年3月25日
第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除し、第16条(電子提供措置等)を新設。
上記の削除・新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

本書は原本と相違ないことを証明します。

2022年3月25日

中野冷機株式会社

代表取締役社長 山木 功